

## 鳥取県告示第 902 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市円通寺字種田口190の1、190の2、字下村屋敷856、字獅子舞岩961の2、968、969、字玉木1008から1011まで、1017、1134、字椎ノ木谷1051の1、1065から1067まで、1133の1、1133の3、字大曲り1089、字瀧ノ下タ1117の2、1118、1120、1121の1、1124の1、字大谷1125、字荒神谷1127の1から1127の5まで、字神様谷1132の5、1132の6、字大平1135の7、字仏ヶ谷1137の3、字下村屋敷上ミ1194、1198、字村畑1199、1200、1204の2、1211、字オノ木谷舟伏平1215の1から1215の3まで、祢宜谷字大平307、307の1から307の7まで、字滝ノ谷308、308の1から308の12まで、309、309の1、309の2、字家ノ奥311、312の1、313の2、314、314の1、319、字柿内谷354、354の1から354の4まで、355、357、358

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

円通寺字村畑1211、字オノ木谷舟伏平1215の1、1215の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市八坂字本谷山395の1(次の図に示す部分に限る。)、395の5、395の8、雲山字鶴尾446から448まで、円通寺字椎ノ木谷1051の2、字大曲り1069の2、1069の3

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)